

池田こども園運営規程並びに重要事項説明書

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人池田保育園が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 池田こども園
- (2) 所在地 岐阜県揖斐郡池田町白鳥115番地

(施設の目的)

第2条 池田こども園（以下「当園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもが健やかに成長できる環境をもってその心身の発達を支援するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、教育・保育を提供するにあたり入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その心身の発達を積極的に増進することに最もふさわしい環境を提供するよう努める。

2 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行う。

3 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。

4 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、「池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年9月11日池田町条例第16号）その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を一体的に提供する。

(提供する教育・保育等の内容)

第4条 当園は、以下に、掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 給食及び食育活動
- (4) 延長保育事業
- (5) 一時預かり事業
- (6) 障がい児保育事業
- (7) 幼保小連携事業

(特定教育・保育)

第5条 当園にて一体的に展開される教育・保育は、当園における生活を通して生きる力の基礎を育成する。このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

2 当園にて行われる教育・保育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29告示）に則り園長が定める。

(地域の子育て課程に関する支援)

第6条 当園は、地域の乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する。

2 当園は、地域の保護者の子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。

(給食及び食育活動)

第7条 当園は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階や健康状態、アレルギー等に配慮した給食を提供する。

2 当園は、園児の発育及び発達の過程に応じて食の体験を豊かにし、食を営む力の基礎を培うため園内食育活動を実施する。

3 当園の給食調理は、厚生労働省の定める大量調理施設衛生管理マニュアルに準ずるものとする。

(延長保育事業)

第8条 当園は、開園時間の範囲内で平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に、延長保育を行う。

(一時預かり事業)

第9条 当園は、平日9時から16時まで、保護者が病気や出産や家族の看護等で保育が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより受け入れが困難な場合はこの限りでない。

2 当園は、1号認定子どもの教育時間前後課外活動の場として、開園時間の範囲内で預かり保育を行う。

(障がい児保育事業)

第10条 当園は、各種障がいを持った園児に対しノーマライゼーションの理念に則り、教育・保育を実施する。

(幼保小連携事業)

第11条 当園は、小学校との連携を強化し、滑らかな接続が行われるよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第12条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、園児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

(1) 園長 1名

園長は職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに園児を全体的に把握し、園務を司る。

(2) 副園長 1名

副園長は、園長を補佐する。

(3) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに園長を補佐し、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

(4) 保育教諭 15～20名

保育教諭は、教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 調理員 2名

調理員は、給食及びおやつを調理・配膳する。

(6) 学校医 1人

学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 学校歯科医 1人

学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 学校薬剤師

学校薬剤師は、環境衛生の維持に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

(教育・保育を提供する日)

第13条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月28日から31日及び翌年1月1日から1月3日、8月13日から8月15日を除く。その他、園の運営上必要が認められる場合は、保護者会と協議の上休業日とする。

2 1号認定子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず次の休業日を加える。

(1) 土曜日

(2) 春季休業 4月1日から入園式実施前日まで、及び卒園式実施日より3月31日まで

(学年及び学期)

第14条 当園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年は、次の学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで(6ヶ月)

(2) 後期 10月1日から3月31日まで(6ヶ月)

(教育・保育を提供する時間)

第15条 当園の教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間(11時間)

平日7時から18時、土曜7時00分から18時00分の範囲内で園児が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る教育・保育時間(8時間)

8時から16時の範囲内で、園児が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間(4時間)

平日10時00分から14時00分までとする。

(4) 開園時間

当園の開園時間は次のとおりとする。

平日 7時00分から18時45分

土曜 7時00分から18時45分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第16条 当園は条例第13条第1項により、当該児童の居住する市町村が定める利用者負担額(保育料)を、保護者から徴収する。

2 当園の利用に係る施設型給付費については、当園が法定代理受領する。

3 前項により受領した給付費の額については、定期的に支給認定保護者に書面で通知するものとする。

4 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(法第28条第2項第1号に

規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じる。

5 当園は、第4項の支払を受けるほか、条例第13条第3項及び4項により、教育・保育等の提供に要する費用のうち、別表1に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(許可定員)

第17条 当園の認可定員は90名とする。

(利用定員)

第18条 当園の利用定員は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに次のとおりに定める。

(1) 法第19条第1項1号の子ども(満3歳以上の小学校就学前子ども。ただし次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下(「1号認定子ども」という)

15人

(2) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳児以上児。以下「2号認定子ども」という。)

45人

(3) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳児未満児。以下「3号認定子ども」という。)

30人

(4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども

5人

(利用の開始に関する事項)

第19条 当園の利用開始に当たり、1号認定子どもについては、支給認定保護者が当園に直接申し込むことを原則とし、2号及び3号認定子どもについては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条に基づき市町村による利用調整を経るものとする。

2 当園は、前項にて市町村が行った利用調整に対し、できる限り協力するものとする。

3 当園は、条例第6条第2項及び3項により、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の基準により選考を行い、園長が入園を決定する。

(1) 兄弟姉妹が在園している児童を、優先して入園とする。

(2) 池田小校区在住の児童を、前号の次に優先して入園とする。

(3) その他の者は児童及び家庭の状況を総合的に考査し、入園とする。

4 利用開始に当たっては、利用の申し込みを行った保護者に対し、本規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

5 当園は、前項の同意を得た保護者と当園との間に利用契約を締結し、教育・保育の提供を開始する。

(利用の終了に関する事項)

第20条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が小学校就学の始期に達したとき

(2) 園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(休園、退園、転園に関する事項)

第21条 休園や退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(緊急時における対応方法)

第23条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに利用乳幼児に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに学校医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第24条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条及び第29第1項の規定により、園児等の安全の確保を図るため、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（以下「計画等」という。）を作成し訓練を行うものとする。

2 当園は、計画等に基づき園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに園児に避難方法等について理解させるように努めるものとする。

3 当園は、年2回、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 当園は、年1回以上、安全に関わる訓練をするものとする。

5 当園は、第3項及び4項における訓練の結果を踏まえ計画等の検証及び必要な見直しを行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第25条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第26条 当園は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第82条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応するため苦情解決責任者、苦情解決受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努める。

(記録の整備)

第27条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 幼保連携型認定こども園園児指導要録（学籍に関する記録については20年間保存）

(2) 教育・保育の実施に当たっての計画

(3) 提供した教育・保育に係る提供記録

(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(6) 保護者からの苦情の内容等の記録

(秘密保持)

第28条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た園児又はその家族の秘密を

漏らしてはならない。

2 当園は、園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得て行う。

(園則)

第29条 この規程は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年7月2日内閣府・文部科学省・厚生労働省令）第15条第1項第5号における。園則を兼ねる。

(委任)

第30条 この規程に定めることのほか、必要な事項は園長が定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月1日から施行する。

この規程は、令和 2年4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。

この規程は、令和 4年4月1日から施行する。

別表 1

費用の種類	納付額	徴収の目的
保育材料費	実費	保育教育に係わる材料等の費用として
銀行等利用手数料	実費	銀行等利用手数料として
保護者会費（月額）	園児 1 人 500 円	保護者会活動費として
預かり保育料 1 号認定児 教育標準時間の前後 8:00～10:00 14:00～16:00	450 円/1 日 ただし該当児 2 号認定相当の保育料額を月額の上限とします	保育内容充実のため
長時間保育料 2. 3 号認定児 7:00～8:00 16:00～18:30	300/1 日 ただし該当児保育標準時間認定相当の保育料を月額の条件とします。	保育内容充実のため
延長保育 2. 3 号認定児 18:30～18:45	300/1 日 但し月 3,000 円を上限とします	保育内容充実のため
1、2 号認定児副食費 （月額）	月 4,000	給食副食費として
一時預かり保育 3 歳未満児利用料	4 時間未満 1,200 円 4 時間以上 2,400 円	保育内容充実のため
一時預かり事業 3 歳以上児利用料	4 時間未満 1,000 円 4 時間以上 2,000 円	保育内容充実のため
一時預かり事業給食費	1 回利用毎 300 円	保育内容充実のため
通園バス利用料	往復 月 2,500 片道 月 1,300	必要経費のため
地域子育て支援拠点事業 保育材料等	実費	保育教育に係わる材料等の費用として